

福崎町 都市計画マスタープラン

(概 要 版)

令和8年6月

兵庫県 福崎町

● 都市計画マスタープランとは

◆ 策定の目的

都市計画マスタープランは、市町村が創意工夫のもとに、住民の意見を反映して、望ましい都市像を明らかにするとともに、土地利用、道路、公園等の都市施設の整備などの基本方針を示して、具体的な都市計画を定める際の総合的な指針となるものです。

◆ 都市計画マスタープランの改定について

本町では都市計画マスタープランを平成12年2月に策定(平成28年6月に改定)し、これまで、都市計画法に基づく土地利用規制等の見直しや道路、下水道等の都市施設整備に取り組んできました。

しかしながら、その後、人口減少社会や超高齢社会が進展する中で社会経済情勢は大きく変化しています。また、本町においても、地域主体のまちづくりが求められるなかで「福崎町自治基本条例」を施行(平成25年7月1日)するとともに、「福崎町立地適正化計画(平成29年3月)」「福崎町第6次総合計画(令和6年3月)」等の上位・関連計画を策定しました。

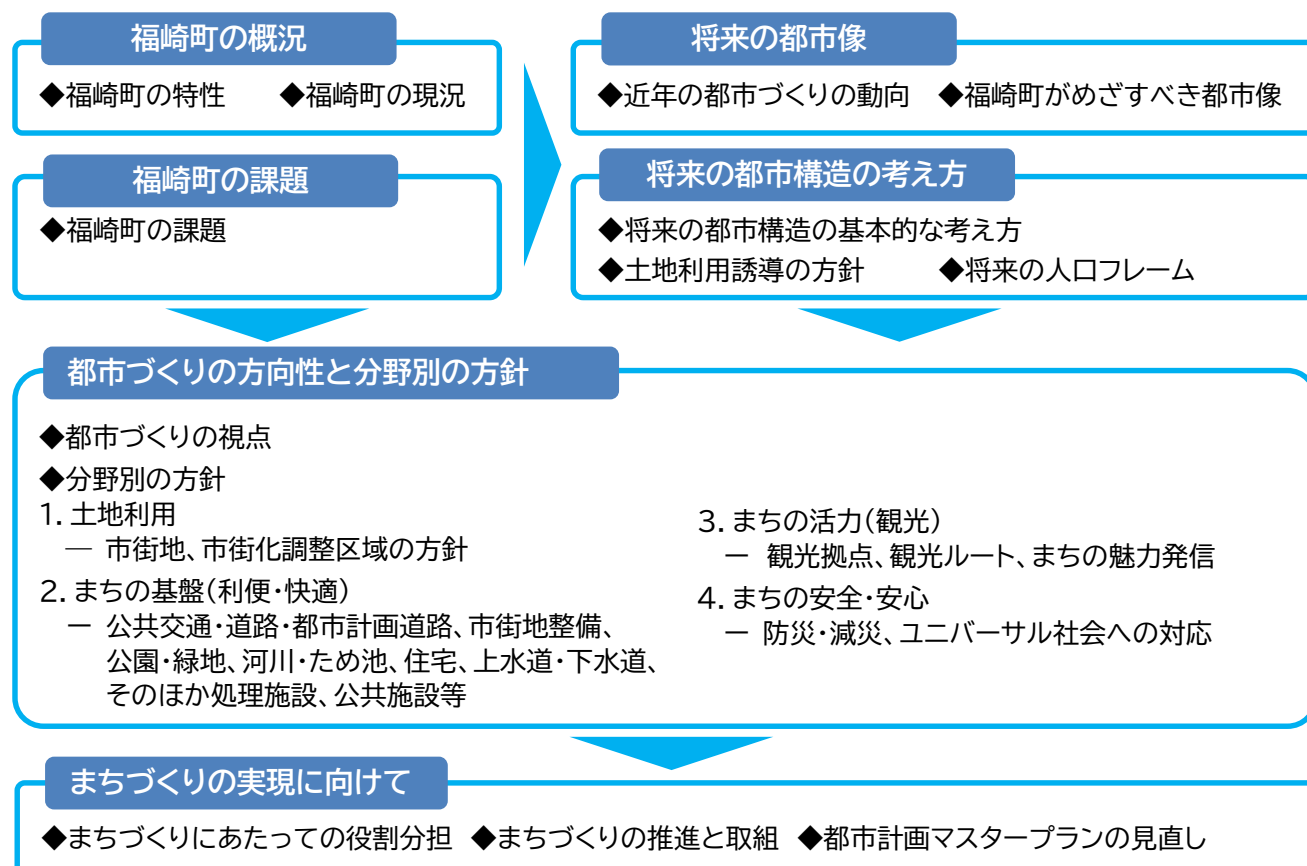
このような背景のもとで、社会的潮流や本町を取り巻く環境の変化に対応するため、「福崎町都市計画マスタープラン」を改定します。

◆ 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づく「都市計画に関する基本的な方針」として定める法定計画であり、本町の最上位計画である「福崎町第6次総合計画」や県が定める「播磨西部地域都市計画区域マスタープラン」に即して策定します。

都市計画マスタープランの目標年次は、令和8年度を基準年次として、概ね10年後の令和17年度(2035年)とし、都市計画法に基づき本町が定める土地利用規制や各種施設計画の決定・変更の指針とするほか、これからのまちづくりを進めるにあたっての指針として定めます。

◆ 都市計画マスタープランの構成



● 将来の都市像

◆ 福崎町がめざすべき都市像

活力にあふれ 風格のある 住みよいまち

福崎駅周辺及び町役場周辺を町の主要拠点として位置づけ、都市機能や公共施設の適切な配置によるコンパクトなまちの形成に取り組みます。

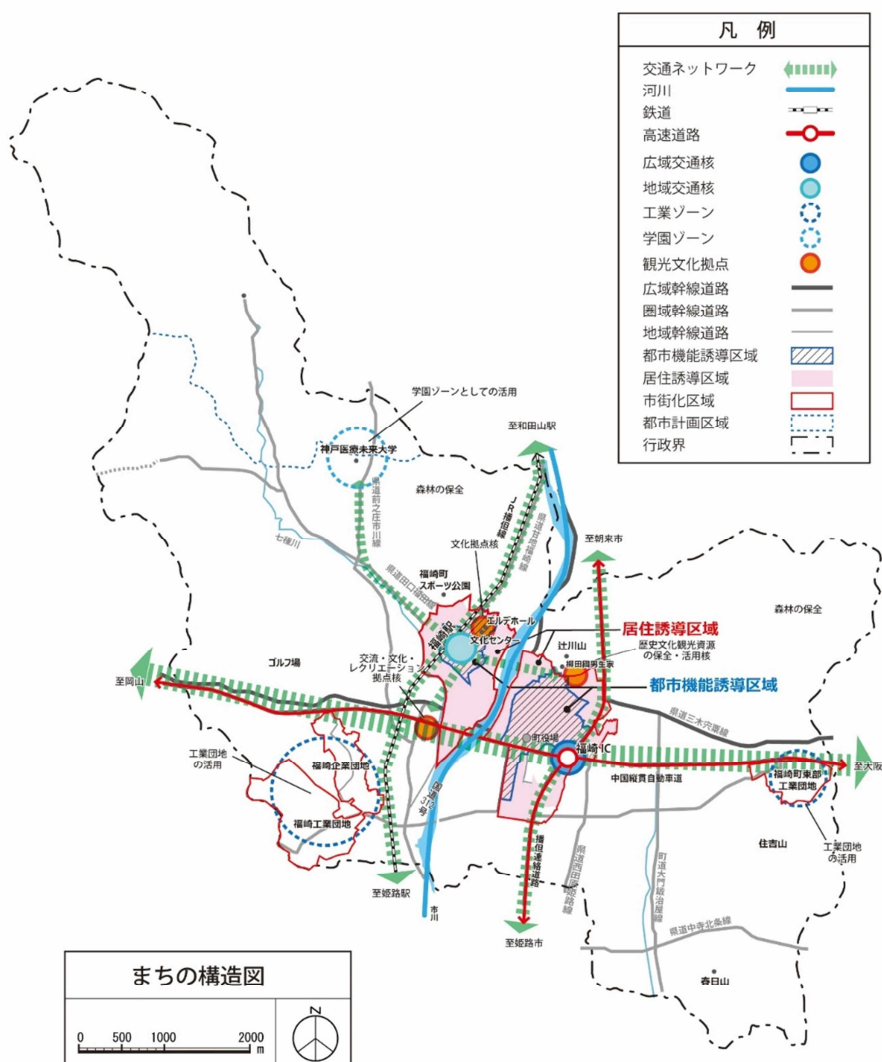
長年の課題であった福崎駅周辺整備事業が令和元年に完了し、今後は周辺道路との連携強化や駅前交通広場を中心とした公共交通結節点機能の向上に努めるとともに、風格ある「まちの玄関口」としての賑わい創出を図ります。

市街化調整区域では、特別指定区域の有効性を周知し、地域資源の活用を通じて、集落の活力維持と地域の魅力向上に努めます。

町の中心地、東西の工業団地、市街化調整区域の各集落を都市計画道路などの道路ネットワークでつなぐとともに、地域公共交通の充実を図ることで、誰もが安心して暮らせる住みよいまちの形成をめざします。

柳田國男生家や辻川界隈、七種山などの文化・観光資源をいかす取組に加え、文化財保存活用地域計画の推進など、多面的な施策により、本町の歴史文化をいかしたまちづくりを進めています。これらの取組により、町外からの来訪者のさらなる増加と地域の活性化を図り、活力にあふれる魅力的なまちをめざします。

● 将来の都市構造の考え方



◆ 将来の都市構造の基本的な考え方

既成市街地と 新市街地の共栄	○市街化区域内において一定の人口定着がみられるものの、開発は幹線道路沿線等の新市街地に集中する傾向が強く、既成市街地の整備の立ち遅れが懸念されます。 ○また、市街化区域内の都市農地は、「計画的な都市機能の充実と良好な宅地供給をめざすもの」、「今後も防災農地や景観農地など多面的な活用を図るもの」との役割分担を明確化し、両者の調和を図りながら土地利用を推進する必要があります。 ○新市街地として都市機能の充実を図る区域では、その健全な形成に資する道路、公園、下水道等の整備が必要不可欠です。 ○これらの既成市街地と新市街地が発展していくためには、市街地内の道路整備とあわせ、市街地間を結び鉄道などの広域交通へのアクセス性を高める道路網の整備が重要です。また、道路と鉄道等の有機的なネットワーク形成を通じて住民の利便性・安全性の向上を図り、地域の活性化と持続可能な都市構造の構築をめざします。
まちの拠点づくり及び持続可能な都市構造の形成とネットワーク化	○まちの構造については、人口減少や高齢化が進行する中でも、安心・快適な暮らしを支える持続可能な都市構造の形成をめざします。 ○町内の公共交通施設や交通結節点周辺に人口や都市機能増進施設を集積させ、公共交通へのアクセス性が高く、安全・安心なゆとりある居住環境の形成を図ります。 ○また、これらの拠点を結ぶ「公共交通ネットワーク」を確保・強化することで、公共交通の一定の運行水準を維持し、持続可能な多核連携型都市構造の構築を図ります。 ○高次都市機能については、姫路市の中心拠点区域との連携を図り、広域的な都市機能の補完と利便性の向上をめざします。
安全・安心なまちづくり	○過去の大規模災害を踏まえ、環境や防災・減災に関する意識の向上と的確な対応が求められる中、地震や風水害、土砂災害などへの防災・減災対策とあわせて、地域における人と人のつながりの重要性が高まっています。 ○このため、災害危険箇所に対し山地災害対策や浸水対策などの改修・整備を進め、被害を最小限におさえる災害に強いまちづくりを推進します。 ○町、自治会、関係機関が連携し、迅速かつ的確な災害対応を行うとともに、住民の安全な避難行動を確保できる応援・協力体制の強化に努めます。

◆ 土地利用誘導の方針

都市計画区域の方針	○都市計画区域外の開発圧力は顕著になっておらず、今後も大幅な開発圧力の増加は見込まれないため、都市計画区域の変更は行わないものとします。
区域区分の方針	○優良農地の保全と沿道の開発圧力とのバランスを考慮しながら、今後も地域の特性を踏まえた魅力ある住環境づくりについて、県や地域住民と調整・検討を進めます。 ○今後の工業用地に対するニーズの高まりに備え、必要に応じて柔軟な都市計画制度の運用なども含めた検討を慎重に進めていきます。 ○また、地域の魅力や個性をいかした土地利用の方向性について整理するとともに、区域区分の廃止等については、先行市町の動向を注視するなど、その影響や土地コントロール手法などを調査した上で、その必要性を慎重に検討していきます。
用途地域指定の方針	○現状の土地利用と用途地域が乖離し、将来的な土地利用も用途に合致しにくい地域については、柔軟な用途地域の見直しを検討します。
立地適正化計画の方針	○福崎駅周辺、町役場周辺を都市機能誘導区域に設定し、都市機能の誘導を推進しています。また、市街化区域において、工業等に特化した区域、高低差等により低未利用地となっており宅地化が見込みにくい区域などを除いた区域を居住誘導区域に設定し、今後も都市機能及び居住の誘導を進めていきます。

● 都市づくりの方向性と分野別の方針

◆ 都市づくりの視点

都市の将来像である「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」の実現に向けて、“福崎らしいまちづくり”(コンパクトな市街地の形成と集落の活力維持)を進めていくため、今後本町で進めていく都市づくりについて、4つの視点を柱として取組を進めていきます。

コンパクトな市街地の形成と集落の活力維持	
視点①	持続可能な都市構造の形成による人口減少への対応
視点②	中心市街地の活性化と多様な産業の振興
視点③	地域資源をいかした観光・交流の促進
視点④	安全・安心の確保とユニバーサルな都市づくり

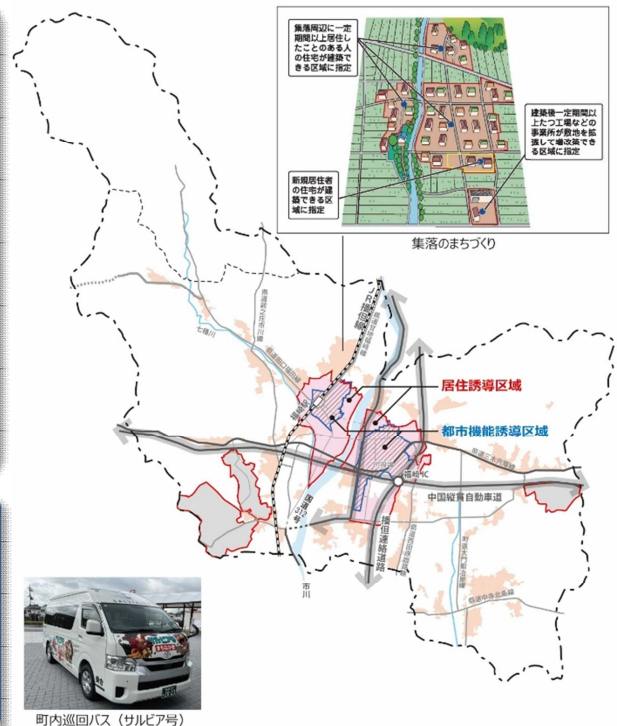
視点① 持続可能な都市構造の形成による人口減少への対応

人口減少・少子高齢化という不可避な社会変化に対応し、限られた人的・財政的資源を効率的に活用しつつ、地域の生活・経済・福祉を将来にわたって維持するためには、持続可能な都市構造の形成が重要となります。

- 市街地：既存施設の再編や空き家の利活用等を通じて、利便性の高い居住環境を確保
- 市街化調整区域：自然環境をいかしたゆとりある暮らしの場としての魅力を高めるとともに、交通・福祉機能の充実を推進。柔軟な都市計画制度の運用による地域の実情に応じた適切な土地利用のあり方を検討

【課題】

- 立地適正化計画による都市機能、居住の適切な誘導
- 市街化調整区域内の柔軟な土地利用運用
- 地域公共交通の充実、再編
- 都市の維持管理コストの削減 等



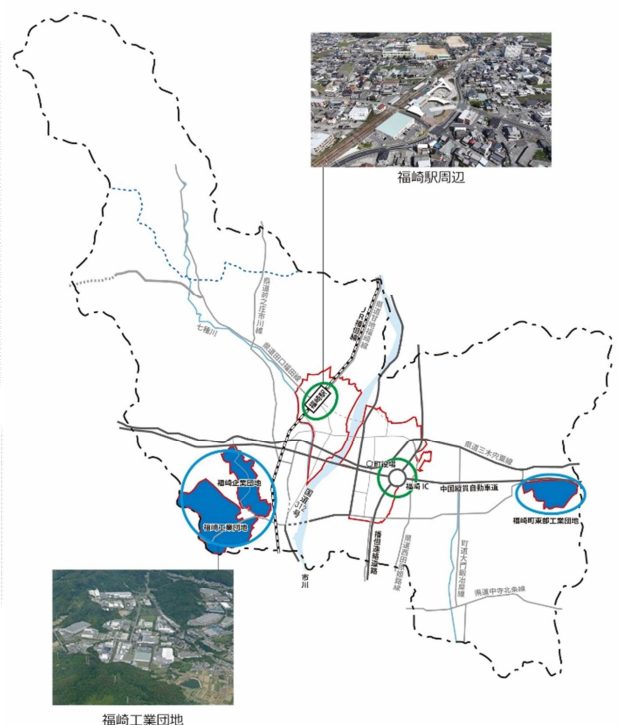
視点② 中心市街地の活性化と多様な産業の振興

本町には、福崎駅周辺と福崎IC周辺の2つの中心市街地が形成されています。まちの活力を高めるため、観光拠点や町民の憩いの場として再整備した福崎駅周辺等を核とした、賑わいづくりを推進します。

町内の各工業団地については、今後も本町の恵まれた立地条件をいかし、引き続き魅力ある産業基盤の整備や環境づくりに向けて、企業ニーズを適切に踏まえつつ、土地利用の在り方を検討します。

【課題】

- 中心市街地の賑わい創出
- 既存工業団地の機能強化
- 新たな企業ニーズへの対応
- 物流を支える道路網の整備
- 地域資源を活用した経済活力の向上 等



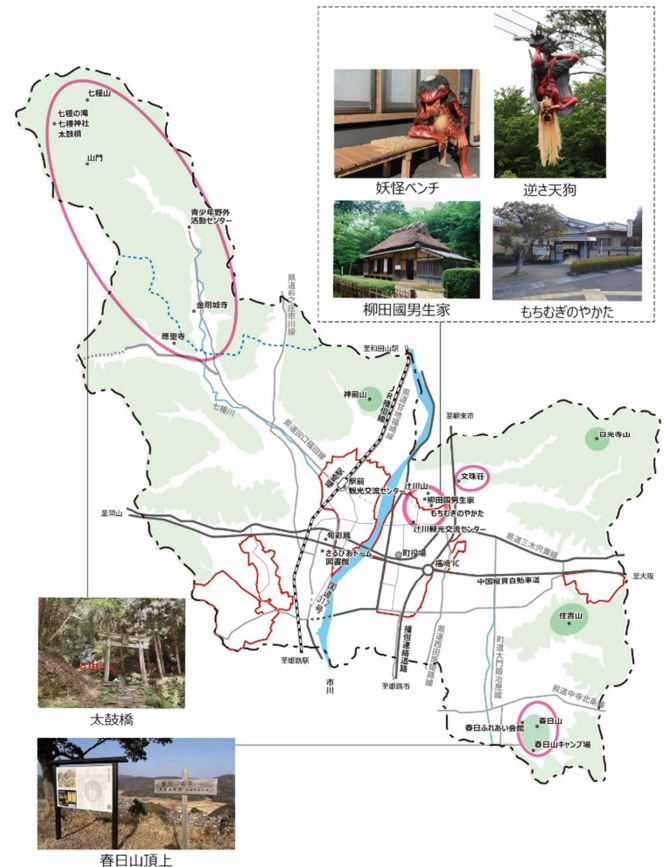
視点③ 地域資源をいかした観光・交流の促進

柳田國男ゆかりの辻川界限や七種山など既存の観光資源をいかし、本町の魅力向上や情報発信の強化に取り組みます。

既存の観光地へのアクセス道路や駐車場の整備を検討するとともに、観光拠点を有機的に結ぶ観光ルートの設定を進めます。また、農業や地場産業との連携による体験型観光の展開や、それらのPRを通じて県内外からの来訪者を増やす取組も推進していきます。

【課題】

- 観光資源の効率的な活用
- 観光拠点へのアクセス環境の整備
- 情報発信力による認知度の向上
- 地域資源間の連携 等



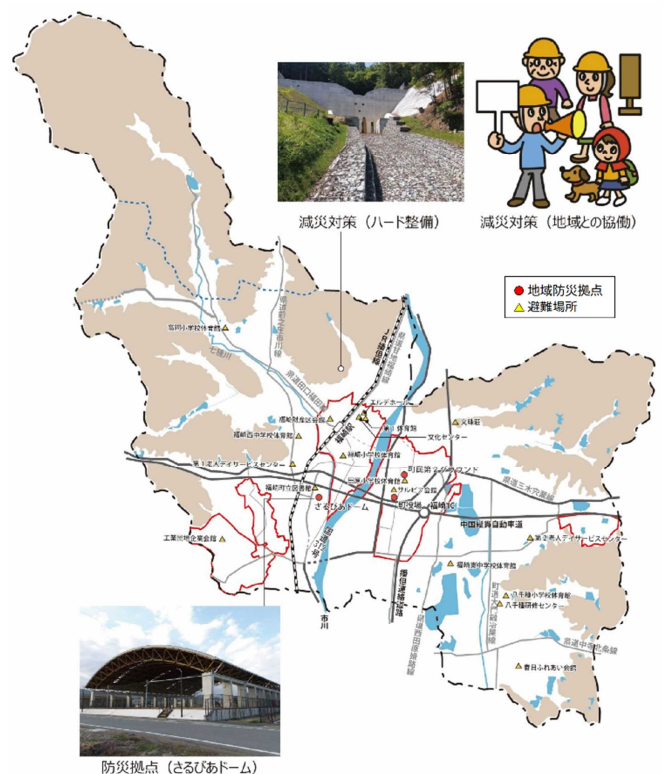
視点④ 安全・安心の確保とユニバーサルな都市づくり

近年頻発する台風や集中豪雨、南海トラフ地震などの自然災害に備え、減災の視点を取り入れた総合的な治水・土砂災害対策を推進します。

また、多様な世代や背景を持つ人々が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、避難場所・避難路の確保、狭い道路の改善、建築物の耐震化、老朽化建築物や空き家対策など、地域と連携した災害に強いまちづくりを進めることで、住民の安全・安心を守ります。

【課題】

- 大規模災害への備え
- 避難環境の整備
- 都市インフラの脆弱性解消
- 空き家対策と活用の検討
- 地域コミュニティの連携・参加 等



◆ 分野別の方針

1. 土地利用

- 都市の機能性・持続可能性・利便性のさらなる向上をめざし、**既存都市機能の再編・高度化を通じて、既成市街地における多様な都市機能の集積**を促進します。これにより、地域の魅力と生活の質の向上を図ります。
- 主要用途の配置にあたっては、自然環境との調和や地域の特性に配慮しつつ、**町域の土地利用を「市街地（市街化区域）」と「非市街地（市街化調整区域）」に大きく区分し、持続可能で柔軟な土地利用**を推進します。
- 人口減少・少子高齢化に対応するため、立地適正化計画や土地利用基本計画、地域公共交通計画に基づき、**公共交通や生活利便施設の集約、居住誘導区域への誘導などを通じて、暮らしやすく活力ある地域づくり**を進めます。

◆ 市街地の土地利用方針

市街地の区域は、将来像を踏まえて現在の市街化区域を基本とし、計画的な市街地形成が確実に行われる見込みのある地区で市街地の拡大を図るものとし、市街地においては、商業や住宅、工業系の地域を適正に配置し、機能的な都市基盤の形成を図ります。

◆ 土地利用方針の変更検討地区

【(都)福崎駅田原線】

福崎駅周辺地区に繋がる町のシンボルロードとして沿道利用を促進するため、専用住宅地から近隣商業地等への変更を進めます。

【(都)中島井ノ口線沿道】

(都)中島井ノ口線の中国縦貫自動車道以南の西側沿道の集落地域は、市街化区域への編入も視野に入れながら、計画的な土地利用の推進により、魅力ある沿道サービス地としての活用を引き続き検討します。

【工業団地周辺】

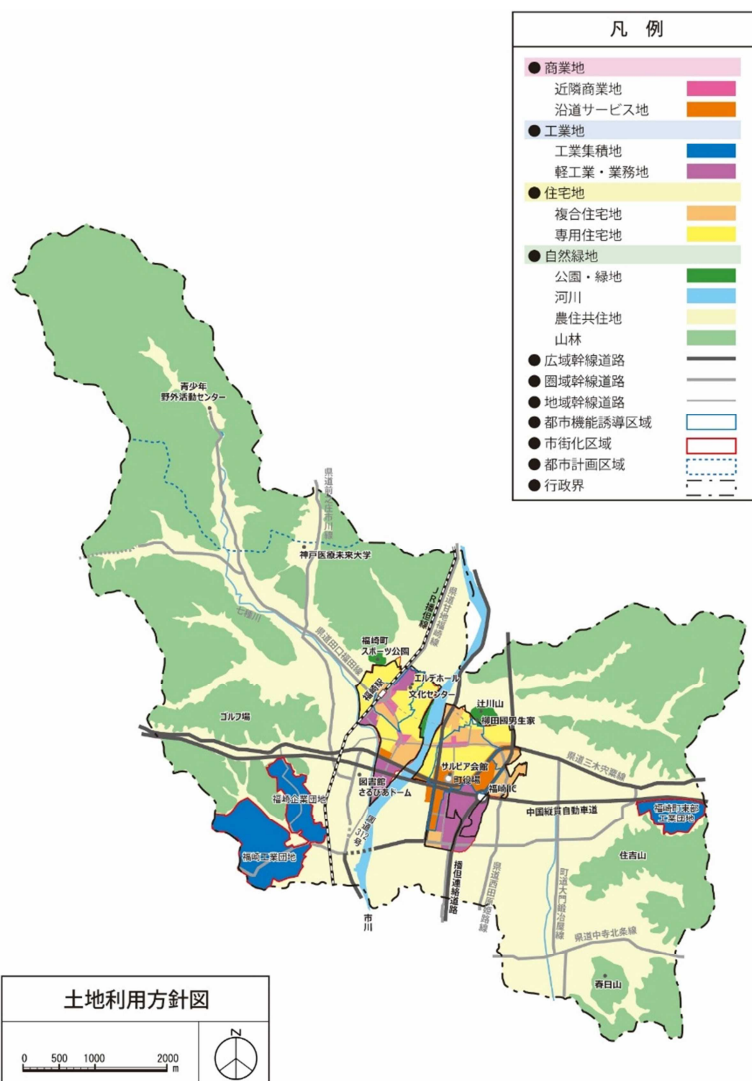
福崎工業団地・福崎企業団地および福崎町東部工業団地周辺は、今後の工業集積地としての機能強化や企業誘致の可能性を見据えつつ、地域特性と周辺環境との調和に配慮した土地利用のあり方を慎重に検討します。

【福崎IC周辺】

福崎IC周辺は、現時点で新たに商業集積地として整備する計画はないため、現状の土地利用の状況を踏まえ、各種用途の建築物が混在することを避ける観点から、地域の特性に応じた適切な用途誘導を図ります。

◆ 市街化調整区域の土地利用方針

市街化調整区域については、福崎町土地利用基本計画で土地利用の方針を定め、市街地との調和を図りながら、整備、保全します。



2. まちの基盤（利便・快適）

◆ 公共交通・道路・都市計画道路

- 環境や交通弱者へ配慮し、**福崎駅と福崎ICを核とした安全かつ快適な公共交通網及び道路網の整備**により町民の利便性向上に努めます。
- 公共交通は、福崎町地域公共交通計画に基づき、**町民や交通事業者と連携したJRや路線バス、コミュニティバスの利便性向上と利用促進**を図ります。
- 安全で円滑な交通処理を行うとともに、地域活性化を促し地域相互の交流を深める**福崎駅を交通結節点とした体系的な道路網の整備**を進めます。さらに、だれもが安全で円滑に通行できるよう、段差の解消、点字ブロックの敷設など、**町中心部をはじめとする公共空間のバリアフリー化**を引き続き進めます。
- 道路・橋梁の安全性の向上や交通の円滑化を図るため、福崎町橋梁長寿命化修繕計画、福崎町舗装長寿命化修繕計画等に基づく、**定期的な点検や計画的な維持・補修**に努めます。
- 都市計画道路は都市計画決定後、長期間を経ても事業化に至っていない路線について、**今後も柔軟な都市計画の運用により、実現可能な整備を検討**します。

◆ 市街地整備

- 市街地の整備にあたっては、本町が有する豊かな自然環境をいかすことを基本とし、街区やそれらを結ぶ道路、河川、公園等の都市施設の整備においても、**自然環境との調和に十分配慮**します。あわせて、広報誌や町ホームページ等を活用し、住民のまちづくりに対する関心の醸成を図るとともに、地域主体によるまちづくり活動への支援を推進します。
- 令和元年度に福崎駅周辺整備事業が完了し、今後は**利便性や景観などに配慮した“まちの玄関口”としての賑わい創出や市街地発展を支える幹線道路の整備**を推進し、市川東西を一体化したまちづくりを進めます。
- 一定規模以上の開発や太陽光発電施設の設置等については、福崎町開発事業等調整条例に基づき、**開発調整に関する基準への適用や関係住民への説明会を実施させるなどの総合的な調整**を行い、引き続きより

◆ 公園・緑地

- 公園・緑地は、住民のふれあいやぬくもり、やすらぎのある生活を確保・創造するうえで重要な役割を担うとともに、災害の防止や災害時における避難路・避難地としての機能も有しています。このため、誰もが安全・安心に過ごせる空間を維持することを目的に、**地域との連携のもと、既存施設の適切な維持管理や住民参加による緑化活動を支援**します。
- 春日山をはじめとする**自然環境の保全に配慮した公園整備の充実**を図ります。
- 引き続き、観光拠点や自然活用の視点を取り入れながら、**計画的な公園の整備・拡充及び緑地の保全**を推進します。

◆ 河川・ため池

- 近年の集中豪雨や台風などにより激甚化・頻発化している河川災害に備えるため、市街地を流れる市川・七種川・雲津川の狭小河積箇所については、**定期的な浚渫とともに未改修区間を順次整備するよう、引き続き要望**します。平田川は**未改修区間の定期的な浚渫を要望**します。
- ため池については、**定期的に点検し、改修・整備**を推進します。
- 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、**河川のオープンスペース機能や延焼遮断、避難空間、救援活動空間、消防用水等の非常用水としての活用**など、平常時・非常時双方に対応した河川整備を図ります。

◆ 住宅

- 今後も住みたくなるまちとして発展していくためには、**多様な住宅需要に対応した住宅供給、安全・安心な住まいづくりや空き家対策を実施**し、生活環境の充実を図る必要があります。
- 新たな道路整備により開発の可能性が高まる地域については、活力のあるまちづくりを推進するため、**狭あい部の解消や隅切の取得**を行うなど、民間開発を適切に誘導し、定住人口の確保に努めます。
- **空家活用特区制度に基づいた空き家対策**を実施します。また、市街化調整区域の住宅地については、**特別指定区域制度を活用**し、既存集落地区の良好な居住環境の維持・形成に配慮します。
- 町営住宅については、福崎町公営住宅等長寿命化計画に基づき、長期的な視点をもって施設の長寿命化に取り組み、**予防保全的な維持管理や改善事業**を進めます。

◆ 上水道・下水道

- 快適な生活環境の形成に向けた**計画的な上水道・下水道事業の推進**を図ります。
- 上水道は、安全で安心な水道水を安定して供給し、**健全な企業経営**をめざします。また、長期的な需要を見据えて**水道施設の計画的な施設更新**を進めます。
- 下水道については、現在稼働している**農業集落排水6施設について、公共下水道への施設統合**を進めるとともに、汚水流入量の増加にともなう**福崎浄化センター水処理施設の増設**について検討します。
- 浸水対策については、播但連絡道路南ランプ等の重要インフラ周辺や住宅密集地などにおいて、**雨水幹線や支線の整備**を進め、市街化区域周辺の浸水解消に努めます。

◆ その他処理施設

- 快適な生活環境を支えるごみ処理施設等の施設は、循環型社会の形成には不可欠であるため、引き続き**各施設の適正な管理**を図り、住環境の向上をめざします。
- ごみ処理について、**令和10年度から「(仮称)神崎郡新ごみ処理施設」で処理**を行います。し尿処理については、今後も**中播衛生センターで適正かつ効率的な処理**を行います。
- 火葬場については、**姫路福崎斎苑(こうふく苑)の適正な維持管理**に努めます。

◆ 公共施設等

- 役場を中心とした官公署施設や学校などの教育施設に加え、福祉施設や柳田國男・松岡家記念館、図書館等の文化施設、サルビア会館や八千種研修センター等のコミュニティ施設、エルデホール、さるびあドーム等の社会教育や体育施設、福田水源地や福崎浄化センター等の供給・処理施設など多くの公共施設を有しています。各施設は今後、老朽化等に伴い、大規模改修や更新の必要性が生じます。人口減少社会に対応するために各施設の公的な必要性を十分に考慮し、福崎町公共施設等総合管理計画に基づき、適切な維持管理を推進します。
- また、福崎町立地適正化計画と整合させた公共施設の配置や民間活力の活用を検討します。

3. まちの活力(観光)

- 町内には、豊かな自然を堪能できるスポットや歴史的建造物、特産品や農産物の直売店、妖怪ベンチなど、短期滞在型の観光資源が点在しており、これらをつなぐ観光ルートの整備やレンタサイクルの導入など、周遊性を向上させる取組を進めています。今後は、近年急増しているインバウンドへの対応に加え、既存資源の魅力再発見と新しい視点での観光ルートやコンテンツの整備を行い、体験型・再訪型・宿泊型の長期滞在型の仕組みづくりを推進し、持続可能な観光を実現します。
- 地域住民が主体となり、観光客の受け入れ体制を充実させることで、交流や学びの場を創出し、地元に根ざした観光を育てます。加えて、SNSなどを活用した効果的な情報発信により、観光客の増加と魅力ある賑わいの創出を図ります。
- これらの取組を通じて、民俗学のふるさととしての歴史や文化をいかし、『もちむぎと妖怪のまち』という地域ブランドを強化しながら、観光まちづくりを進めます。

4. まちの安全・安心

◆ 防災・減災

- 災害時における都市の強靱化を図るため、防災骨格づくりとして防災ネットワークの形成を進めるとともに、災害危険箇所に対しては、山地災害対策、急傾斜地崩壊対策、浸水対策等の改修・整備を実施します。あわせて、市街地における住環境の改善等を進めながら、被害の最小化をめざした防災・減災対策を総合的に推進するとともに、福崎町立地適正化計画に基づく届出運用等により、災害危険区域外への緩やかな誘導を図ります。
- 生活圏の広域化や災害の激甚化・頻発化に伴い、町域を超えた広域的な課題が増加していることから、隣接市町との都市機能の分担や連携に関する取組についても、検討・調整を進めます。
- 市街地内においては、平常時から住民一人ひとりが防災意識を持ち、災害時には自ら安全に避難できるような体制づくりを推進します。町、自治会、関係機関が連携し、迅速かつ的確な災害対応を実現するとともに、すべての住民が安全に避難行動をとれるよう、応援・協力体制の構築を継続的に進めます。
- 防災上危険な市街地においては、防災構造化の推進及び住民の防災意識の向上を図ります。そのため、定期的な防災マップの周知を行うとともに、自治会による防災訓練への支援を積極的に行います。

◆ ユニバーサル社会への対応

- 少子高齢化の進展や多様化する地域課題に対応していくため、年齢、性別、障がいの有無、文化的背景などの違いにかかわらず、すべての人が地域社会の一員として支え合いながら安心して暮らし、**一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会づくり**を進めます。
- 公共空間においては、**段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置**など、「バリアフリー法(高齢者、障害者等の円滑な移動等の促進に関する法律)」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、**移動の円滑化に資する施設整備**を継続して推進します。

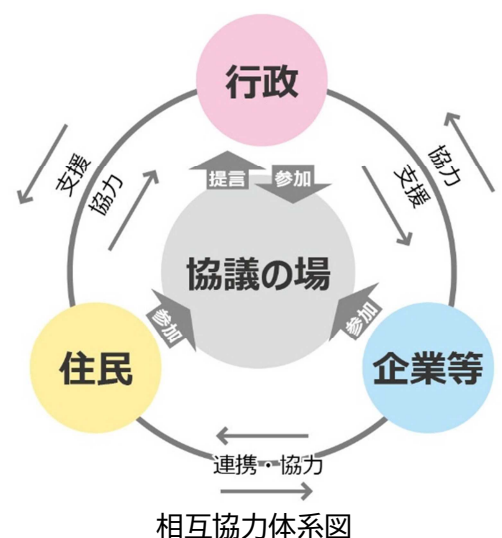
● まちづくりの実現に向けて

◆ まちづくりにあたっての役割分担

本町のこれからのまちづくりを実践していくために、行政、住民、企業等がそれぞれ役割を果たし、町の現状・課題を共有しながら相互に協力したまちづくりを進めていきます。

◆ まちづくりの推進と取組み

- 町民とのマスタープランの共有
- 町民参加型まちづくり事業の展開
- 町民によるまちづくり活動の支援
- 計画・施策・事業の評価
- 庁内体制の強化

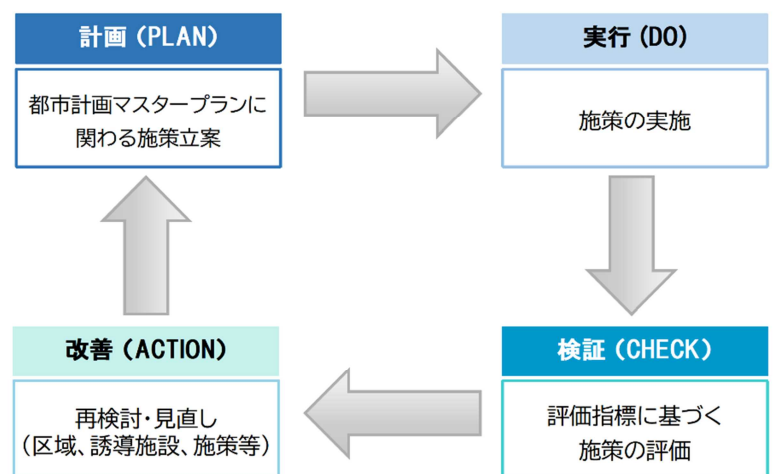


◆ 都市計画マスタープランの見直し

概ね5年毎を目途に、計画に記載された施策・事業の実施状況について調査・分析を行い、本計画の進捗状況や妥当性等を精査・検討するとともに、PDCAサイクルの考え方に基づき、継続的に計画の評価・管理および見直しを定期的実施していきます。

加えて、上位計画である「福崎町第6次総合計画」や、兵庫県が策定する「播磨西部地域都市計画区域マスタープラン」の改定があった場合には、随時、見直しを実施します。

見直しに際しては、本マスタープランの方針を基本としながら、検討委員会の設置や住民参加手法の工夫等により、マスタープランのさらなる充実を図ります。



PDCAサイクル